

○羽村・瑞穂地区学校給食組合人事行政の運営等の 状況の公表に関する条例

平成 17 年 11 月 28 日条例第 2 号

最終改正 令和 5 年 2 月 15 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第 2 条 任命権者は、毎年 10 月末までに、管理者に対し前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分等の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第 4 条 公平委員会は、毎年 10 月末までに、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況
- (3) 苦情処理の状況

(公表の時期)

第6条 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 羽村・瑞穂地区学校給食組合公告式条例(昭和46年条例第1号)に規定する掲示場に掲示する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) その他管理者が必要と認める方法

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成16年度分の第2条及び第4条に基づく報告並びに第6条に基づく公表については、第2条中「毎年10月末」とあるのは「平成18年1月末」と第4条中「毎年10月末」とあるのは「平成18年1月末」と、第6条中「毎年12月末」とあるのは「平成18年3月末」と読み替えて適用するものとする。

付 則 (平成28年11月21日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則 (平成29年12月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和5年2月15日条例第1号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 14 条の規定は、公布の日から施行する。

第 2 条～第 9 条 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第 10 条～第 12 条 (略)

第 13 条 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、第 6 条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 3 条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

第 14 条 (略)